

よくあるお問い合わせ

	質問	回答
1	対象住宅の所有者を確認できる書類は、すべて提出する必要はありますか。	例にあげている書類のいずれか一つを提出してください。 ※固定資産税の課税明細書の写しの場合、一枚目と三枚目の写しをご提出ください。
2	補助対象工事とは、どこまで含みますか。	バリアフリー適応に係る設備・工事費等を指します。 ※単に古くなった部材の交換などは含みません。
3	バリアフリー以外の工事も予定していますが、同じ見積もり・契約書に含めてもいいか。	バリアフリー適応外の工事も同時に行えます。その場合は、補助対象工事の内容・費用を分かるようにしてください。 (見積もり明細を分けるなどのご対応をお願いいたします。)
4	申請に必要な書類⑥の工事計画図は必ず必要ですか。	手すりの設置のみなどの場合でも、設置場所・計画がわかる図面(手書きも可)をご用意ください。
5	親(申請者)が高齢で申請手続きが難しいのですが。	(親族・業者など)申請者以外の者に手続きを委任する場合は、委任状を提出してください。
6	1月～3月に工事を行う場合は、補助が受けられないのでしょうか。	1月～3月は申請を受け付けておりません。バリアフリー適応住宅改修補助を利用したい場合は、12月最終開庁日までに申請し、翌年の3月10日までに工事完了報告書を提出ください。
7	他の補助と併用できますか。	同一箇所の改修工事において、他の補助金(※)との併用は出来ません。 (※高齢者支援室で実施している介護保険の住宅改修費の支給等)
8	手摺を付けたいが、材料を買い、自分で工事したい。その場合、材料代は補助対象となりますか。	対象となりません。工事の確実性からも工事業者への委託が前提の補助金となります。
9	段差を低くしたいが、バリアフリーとなる目安はありますか。	対象は、段差の解消でありスロープ化などが対象となります。対象となるか不明な場合は、事前にご相談ください。なお、浴室は段差基準をご確認ください。